

福島県母子避難者等高速道路無料化支援事業
利用動向調査業務入札説明書

福島県

令和元年8月

この入札説明書は、福島県母子避難者等高速道路無料化支援事業利用動向調査業務（以下「業務委託」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄
- (2) 入札の内容
- ア 件名及び数量
件名 「福島県母子避難者等高速道路無料化支援事業利用動向調査業務」
数量 一式
- イ 委託業務の仕様等 別添業務仕様書のとおり。
- ウ 契約期間 契約日から令和元年11月29日まで
- エ 納入場所 福島県避難地域復興局避難者支援課
(福島県福島市杉妻町2-16)

2 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下、①、②のいずれかを満たすこと
- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者。又は、「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証を有している者。
- ② ①以外の事業者にあつては、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修を実施（実施計画・実施内容等を示すことができること）している者。

- (5) 本公告に示した業務もしくはこれと類似する業務を過去3年以内に実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

3 入札者の審査等に関する事項

入札に参加を希望するものは、次に示す入札参加資格申請に関する書類 1部を4(1)アに示す場所に郵送又は持参により、当該資格の確認の申請をすること。資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

なお、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により入札者に対して通知するものとする。令和元年8月22日(木)17時までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

また、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

- (1) 一般競争入札参加資格申請書(様式1)
- (2) 会社概要(様式 任意)
- (3) 認証等取得証明書類の写し等
- (4) 業務経歴書(様式1 1)
- (5) 主任技術者経歴書(様式 任意)
- (6) 営業所一覧(様式 任意)
- (7) 委任状(申請者が支店等の場合のみ)
- (8) 利用動向調査業務に関する履行確約書(様式1 2)
- (9) 資格確認通知書返信用封筒
(表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、82円切手を貼った長3号封筒)

4 開札までの手続き等に関する事項

- (1) 入札に関する書類の提出場所及び日時
ア 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、問い合わせ先及び入札等関連資料掲載先

郵便番号 960-8670

住所 福島県福島市杉妻町2-16 本庁舎5階
福島県避難地域復興局避難者支援課

電話 024-523-4157

ファックス 024-523-4260

電子メールアドレス

hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

福島県ウェブページアドレス

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>

イ 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

令和元年8月14日（水）～令和元年8月22日（木）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

8時30分から17時00分まで

ウ 質問状の受付期間及び質問状に対する回答期限

（ア） 質問状の受付期間

令和元年8月14日（水）～令和元年8月22日（木）

8時30分から17時00分まで

（イ） 質問状に対する回答期限

令和元年8月27日（火）

エ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和元年8月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

8時30分から17時00分まで

福島県避難地域復興局避難者支援課

オ 一般競争入札参加資格確認通知書の発送日

令和元年8月27日（火）

カ 入札及び開札の日時及び場所

令和元年8月30日（金） 13時30分から（開場：13時10分）

福島県庁本庁舎5階 企画推進室

福島県福島市杉妻町2-16

（2） 入札書の作成方法及び提出

ア 入札書（様式3）を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事

項を記載すること。

(ア) 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

(イ) [月 日開札「件名」]

（記載例：8月30日開札「福島県母子避難者等高速道路無料化支援事業利用動向調査業務委託」）

イ 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

(ア) 落札者の決定にあつては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

(ウ) 1（2）アに示す委託件名を記載すること。

(エ) 入札の際には、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、代理人をもって入札する場合は、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

(オ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。

ウ 入札書は、4（1）カに指定する日時及び場所へ提出すること。

エ 代理人をもって入札する場合は、代理人は、委任状（様式4）を持参すること。

オ 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(3) 入札保証金

ア 入札に参加を希望するものは、1（2）に示す内容について入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券の提出をもって代えることができる。

ウ 入札者で入札保証金を納付したものは、入札保証金を納付した領収書を提出すること。

エ 財務規則第249条第1項各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請するものは、入札保証金納付免除申請書（様式6）、納入実績証明書（様式7）、納入実績証明願（様式8）により申請するものとする。

オ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

（4） 開札方法

ア 開札は、4（1）カで指定する日時及び場所で行う。

イ 開札に先立ち、入札者は発注者より次の書類について確認を受けるものとする。

（ア） 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）

（入札参加者が本書又は写しを持参する。）

（イ） 一般競争入札出席届（様式5）

ウ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

エ 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

オ 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限りさらに入札に付することができるものとする。

（5） 入札心得

ア 入札者は、業務仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該業務仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札業務仕様書等に関する質問書（様式9）又は電子メールにより関係職員に説明を求めることができる。

なお、質問書によるものは、一般競争入札業務仕様書等に関する回答書（様式10）、電子メールによるものは、電子メールにより回答するものとする。

また、質問に対する回答については、質問者に回答すると共に、入札に参加しようとする者が回答を供することができるように4（1）アで指定するウェブページに公開するものとする。

イ 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則と

するが、都合のあるときはこの限りではない。

- ウ 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- (ア) 契約の履行にあたり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - (エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (オ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- エ 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- オ 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

- カ 入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後問わず、書換え引替え又は撤回することができない。

(6) 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(7) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 2に示す入札参加資格のないものの提出した入札
- イ この入札説明書において示す入札に関する条件を違反した入札
- ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しないものとした入札
- エ 委任状を持参しない代理人のした入札
- オ 郵便による入札
- カ 同一事項の入札について他人の代理人をかね、又は2人以上の代理人をしたものの入札

- キ 記名、押印を欠く入札
- ク 金額を訂正した入札
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- コ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- サ 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- シ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行ったものの入札
- ス その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

5 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札したものを落札者とする。
また、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、そのものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他のもののうち最低価格をもって入札を行ったものを落札者とするところがある。
- イ 落札となるべき同価の入札書を提出したものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約をすることができる。

(2) 落札後提出する書類

- ア 入札金額算定根拠
入札にあたっては見積算出根拠を明確にし、落札者は落札決定の日の翌日午後5時までに見積算出根拠を提出すること。
- イ 設計工程表

各設計工程表を明確にし、落札者は契約書を取り交わすまでに各設計工程表を提出すること。

ウ 担当者及び業務内容一覧

業務に携わる担当者及び業務内容を明確にし、落札者は契約書を取り交わすまでに担当者、業務内容一覧及び業務体制表を提出すること。

エ 提出先

4（1）アに同じ。

（3） 落札者の決定等に関する通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知するので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

6 契約に当たっての留意事項

（1） 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

（2） 契約書等の作成

ア 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約の取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

ウ 落札者が、6（2）アに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札者を取消すことがある。

（3） 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

（4） 契約事項 契約書（案）及び財務規則による。

7 その他

（1） 入札参加資格確認結果通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

（2） この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の委託業務手続き以外の目的に供してはならない。

（3） 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

（4） 入札から落札者の決定までに入札者が2に示す要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。

（5） 入札参加申込者又はその代理人は、入札公告において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに競争加入者の負担において完全な説明をしなければならない。

（6） 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。